

箇所	ページ	修正前	修正後
地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 避難対策	震-2-71	第7節 避難対策 第1 避難施設等の整備 (2) 指定避難所の指定 イ 指定避難所の整備等 (ソ) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、意識の普及、徹底を図るものとする。	第7節 避難対策 第1 避難施設等の整備 (2) 指定避難所の指定 イ 指定避難所の整備等 (ソ) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難計画	震-3-84	第5節 避難計画 第7 避難所の運営 4 指定避難所における良好な生活環境の保持 (8) 性暴力・DVの発生対策 市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため・・・	第5節 避難計画 第7 避難所の運営 4 指定避難所における良好な生活環境の保持 (8) 性暴力・DVの発生対策 市及び避難所従事者は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため・・・
第3章 災害応急対策 第7節 救援計画	震-3-104	第7節 救援計画 市は、災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食糧、生活必需品の供給を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。	第7節 救援計画 市は、災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食糧、生活必需品の供給を行い、多様な被災者に配慮し、生活の安定を図るものとする。

※ 令和5年11月10日(金)に開催した、令和5年度第1回流山市防災会議で各委員から意見のあったもののうち、文言等の修正があったものを記載しております。なお、パブリックコメントに関して、意見修正はありません。